**様式－3**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土壌検査結果証明書  　　　　　　　　　　　　　　　様  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発行番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分析機関名  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者 印  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計量証明事業者の登録番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境計量士 印  　　　年　　月　　日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。　（検体区分・番号　　　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 計量の対象 　　単位 | | | 測定値 | 定量 限界 | 基準値 | 測　　定　　方　　法 | | | |
| カドミウム | | mg/l |  |  | 0.003以下 | JIS規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3,14.4,14.5 | | | |
| 全シアン | | mg/l |  |  | 不検出 | 規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4,9.5,9.6（蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7又は水質環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。） | | | |
| 有機燐 | | mg/l |  |  | 不検出 | 規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4　7.2.1,7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法 | | | |
| 鉛 | | mg/l |  |  | 0.01以下 | 規格K0102-3 13.2,13.3,13.4又は13.5 | | | |
| 六価クロム | | mg/l |  |  | 0.05以下 | 規格K0102-3 24.3(24.3.7を除く。) | | | |
| 砒素 | | mg/l |  |  | 0.01以下 | 規格K0102-3 20.2,20.3,20.4又は20.5 | | | |
| 総水銀 | | mg/l |  |  | 0.0005以下 | 昭和46　環告第59号付表2 | | | |
| アルキル水銀 | | mg/l |  |  | 不検出 | 昭和46　環告第59号付表3、　昭和49　環告第64号付表1 | | | |
| ＰＣＢ | | mg/l |  |  | 不検出 | 昭和46　環告第59号付表4 | | | |
| ジクロロメタン | | mg/l |  |  | 0.02以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.2 | | | |
| 四塩化炭素 | | mg/l |  |  | 0.002以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5 | | | |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | | mg/l |  |  | 0.002以下 | 平成9年　環境庁告示第10号付表 | | | |
| 1,2-ジクロロエタン | | mg/l |  |  | 0.004以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.3.2 | | | |
| １，１－ジクロロエチレン | | mg/l |  |  | 0.1以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.2 | | | |
| シス１，２－ジクロロエチレン | | mg/l |  |  | 0.04以下 | シス体　規格K0125 5.1,5.2,5.3.2  トランス体　規格K0125 の5.1,5.2,5.3.1 | | | |
| １，１，１－トリクロロエタン | | mg/l |  |  | 1以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5 | | | |
| １，１，２－トリクロロエタン | | mg/l |  |  | 0.006以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5 | | | |
| トリクロロエチレン | | mg/l |  |  | 0.01以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5 | | | |
| テトラクロロエチレン | | mg/l |  |  | 0.01以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5 | | | |
| １，３－ジクロロプロペン | | mg/l |  |  | 0.002以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.1 | | | |
| チウラム | | mg/l |  |  | 0.006以下 | 昭和46　告示環告第59号付表 | | | |
| シマジン | | mg/l |  |  | 0.003以下 | 昭和46　告示環告第59号付表6第1､第2 | | | |
| チオベンカルブ | | mg/l |  |  | 0.02以下 | 昭和46　告示環告第59号付表6第1､第2 | | | |
| ベンゼン | | mg/l |  |  | 0.01以下 | 規格K0125 5.1,5.2,5.3.2 | | | |
| セレン | | mg/l |  |  | 0.01以下 | 規格KO102-3 26.2,26.3又は26.4に定める方法 | | | |
| ふっ素 | | mg/l |  |  | 0.8以下 | 規格K0102-2 5.2及び5.3,5.2及び5.4,5.5又は5.2及び5.6に定める方法 | | | |
| ほう素 | | mg/l |  |  | 1以下 | 規格K0102-3 5.2,5.5又は5.6に定める方法 | | | |
| １，３－ジクロロプロペン | | mg/l |  |  | 0.05以下 | 昭和46年　環境庁告示第59号付表7 | | | |
| 農用地  田に限る。 | 砒　素 | mg/kg |  |  | 15以下 | 昭和50　総令第31号第1条第3項及び第2条 | | |  |
| 銅 | Mg/kg |  |  | 125以下 | 昭和47　総令第66号第1条第3項及び第2条 | | |
| 検体の性状 | | 形状 |  | | 色 |  | におい |  | |
| 備　　考 | | 発生場所：  発生事業者名：  発注者（担当課）：  工事名： | | | | | | | |

＊計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の名前又は名称及び事業者の所在地を備考

欄に記入。

＊様式については、最新のものを使用すること。

別表1

　　　　　　　　　　　埋立て等に使用される土砂等の環境基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　　　目 | 基　　準　　値 | 測 　 　定 　方 　法 |
| カドミウム | 検液１㍑につき0.003mg以下 | JIS規格（以下「規格」という。）K0102－3の14.3,14.4,14.5に定める方法 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 | 規格K0102-2の9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4,9.5,9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7又は水質環境基準告示付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法 |
| 有機燐 | 検液中に検出されないこと。 | 規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては規格K0102-4 7.2.1,7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7．2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。） |
| 鉛 | 検液１㍑につき0.01mg以下 | 規格K0102-3の13.2,13.3,13.4又は13.5に定める方法 |
| 六価クロム | 検液１㍑につき0.05mg以下 | 規格K0102-3の24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170の7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。） |
| 砒素 | 検液1㍑につき0.01mg以下、かつ埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1kgにつき15mg未満 | 検液中濃度に係るものにあっては、規格K0102-3の　20.2,20.3,20.4又は20.5に定める方法  農用地に係るものにあっては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法 |
| 総水銀 | 検液1㍑につき0.0005mg以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表２に掲げる方法 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法 |
| ＰＣＢ | 検液中に検出されないこと。 | 昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法 |
| 銅 | 埋立て等のように供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合はにあっては、試料1kgにつき125mg未満 | 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法 |
| ジクロロメタン | 検液１㍑につき0.02mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法 |
| 四塩化炭素 | 検液１㍑につき0.002mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 検液１㍑につき0.002mg以下 | 平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法 |
| 1・2-ジクロロエタン | 検液１㍑につき0.004mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.3.2に定める方法 |
| 1・1-ジクロロエチレン | 検液１㍑につき0.1mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法 |
| 1・2-ジクロロエチレン | 検液１㍑につき0.04mg以下 | シス体　規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法  トランス体　規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法 |
| 1・1・1-トリクロロエタン | 検液中１㍑につき1mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法 |
| 1・1・2-トリクロロエタン | 検液中１㍑につき0.006mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法 |
| トリクロロエチレン | 検液中１㍑につき0.01mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法 |
| テトラクロロエチレン | 検液中１㍑につき0.01mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1,5.4.1,5.5に定める方法 |
| 1,3－ジクロロプロペン | 検液中１㍑につき0.002mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.1に定める方法 |
| チウラム | 検液中１㍑につき0.006mg以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法 |
| シマジン | 検液中１㍑につき0.003mg以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法 |
| チオベンカルブ | 検液中１㍑につき0.02mg以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法 |
| ベンゼン | 検液中１㍑につき0.01mg以下 | 規格K0125の5.1,5.2,5.3.2に定める方法 |
| セレン | 検液中１㍑につき0.01mg以下 | 規格KO102-3 26.2,26.3又は26.4に定める方法 |
| ふっ素 | 検液中１㍑につき0.8mg以下 | 規格K0102-2の5.2及び5.3,5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）5.5又は5.2及び5.6に定める方法 |
| ほう素 | 検液中１㍑につき1mg以下 | 規格K0102-3の5.2,5.5又は5.6に定める方法 |
| 1,4-ジオキサン | 検液１㍑につき0.05mg以下 | 昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法 |

　　備　考

１．基準値の欄中、検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法より検液を作成し、

これを用いて測定するものとする。この場合においては、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

　　２．基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該

方法の定量限界を下回ることをいう。

３．有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。